

平成31年第2回
志木市農業委員会総会議事録

平成31年2月26日

志木市農業委員会

平成31年第2回志木市農業委員会総会日程

平成31年2月26日（火）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第3号 志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (3) 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成31年第2回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月26日（火）午後1時45分から午後3時05分

2. 開催場所 宗岡第二公民館（総合福祉センター内） 4階 401会議室

3. 出席委員（13人）

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第3号 志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

第4 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 柳下 豊

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、平成31年第2回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中13人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、平成31年第2回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、12番 内田 祐治委員、2番 大島 廣明委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第2号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

(2) 議案第3号『志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について』

以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号1番、2番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第2号受付番号1番、2番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号1番の申請人及び農地の状況につきましては志村晃委員に、受付番号2番につきましては矢部幸雄委員に、ご同行いただいで確認しております。

この後、それぞれ委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第2号受付番号1番について、志村晃委員の説明、報告を求めます。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第2号受付番号1番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を浦和方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を左折、○○○メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○他○筆の現地を確認したところ、■宗岡○丁目○○○○ではブロッコリー、白菜、大根、ネギが栽培されており、また■宗岡○丁目○○○○では、耕耘後でしたが水稻が作付けされており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第2号受付番号1番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第2号受付番号1番は、可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第2号受付番号2番について、矢部幸雄委員の説明、報告を求めます。

○1番 矢部委員

会長の指名がありましたので、議案第2号受付番号2番について、説明、報告を行います。
本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、市役所から県道を志木駅方面へ進み、■町○丁目の交差点を■折、○○○メートル進んだ周辺が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■町○丁目○○○○他○筆の現地を確認したところ、■町○丁目○○○○ではブロッコリー、大根、スナップエンドウ、食用菊が栽培されており、また■町○丁目○○○○ではブロッコリー、白菜、ネギ、食用菊、キャベツが栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第2号受付番号2番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第2号受付番号2番は、可決されました。

ありがとうございました。

次に、議案第3号『志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 柳下主査

それでは、「志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)」につきまして、ご説明いたします。

前回の総会におきまして配布させていただきましたが、指針(案)第1 基本的な考え方にもありますように、平成28年4月1日付けで、「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標や、最適化の推進の方法を定め、公表しなければならなくなりました。

このことを受けまして、新座市農業委員会は平成28年11月に、和光市農業委員会は平成

29年12月に、朝霞市農業委員会は平成30年3月に指針を定め、すでに公表済みですが、本市農業委員会におきましては、まだ定めていなかったものです。

このことから、他市の指針を参考に、今回「案」としてまとめさせていただきました。

なお、先週末に議案を配布させていただきましたが、その後内容につきましてご意見をいただく機会がありまして、改めて内容を修正させていただきましたものを、本日配布させていただきました。

主な修正箇所としましては、第1の「基本的な考え方」で、本市における農地の状況を簡単に触れたほか、第2の2「担い手への農地利用集積」につきまして、より具体的な数値を表形式で掲載することとしました。

それでは、改めて順番にご説明いたします。

まず第1、基本的な考え方につきましては、朝霞市、新座市、和光市とも、目標の検証・見直し期間についてうたっておりますので、本市の指針においても、見直し期間を定めることとし、見直しの時期については、農業委員の改選期である3年ごととさせていただきました。

次に、第2、具体的な目標と推進方法につきましては、各市とも遊休農地の発生の抑制や、農業の担い手への農地利用集積、新規参入の促進についてうたっておりますので、本市の指針においても、遊休農地の発生の抑制や、農業の担い手への農地利用集積、新規参入の促進について定めることとしました。

なお、新規参入の促進につきましては、朝霞市、新座市が、次の目標見直し年度までの5年間で1経営体、和光市が5経営体の新規参入を目指すとしております。

以上で説明を終わります。

○田中会長

それでは、議案第3号『志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第3号は、可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第3号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』

(2) 報告第4号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(3) 報告第5号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第3号受付番号1番～4番、報告第4号受付番号1～4番、報告第5号受付番号1番～2番について、現地の状況について報告あり)

○田中会長

ただいまの報告第2号～5号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、3月27日水曜日、午後2時を予定しております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、3月22日水曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

・来年度は委員改選があります(手続きの流れ等について説明)。

・来年度の県外視察研修について説明(改選年度なので日程が早まります)。

- ・ 3月15日新座市にて開催の「平成30年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修会」について説明（当日は市役所駐車場に午後3時集合でお願いします）。

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、平成31年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

この後、農地パトロールを行いますので、委員の皆さん、よろしくお願いします。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成31年2月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 2 番委員 内田 裕治

2 番委員 大島 廣明